

農業における合同会社（LLC）の類型と特徴

これまで農業経営の法人形態は農事組合法人や有限会社が多かったのですが、2006年の会社法施行により有限会社は株式会社の中に統合されたため、会社法人は株式会社（株式譲渡制限会社に限る）、合同会社、合名会社、合資会社の4種類となりました。このうち今回新設された合同会社（Limited Liability Company：LLC）の農業分野における設立の実態と特徴を、設立が多く見られる福井県の事例をもとに明らかにしました。

☆ 技術の概要

1. 合同会社は株式会社と比べると機関設計や意思決定などで違いが見られます。合同会社は株主総会等の機関を置かなくても良く、社員間での直接合意で意思決定が可能です。また、損益や権限の配分は出資額に規制されず自由に決めることができます。他方、株式会社は株主総会等の機関を設置し総会での多数決で意思決定が行われ、配当や権限は出資額に比例します。
2. 合同会社の設立は、社員決定一定款の作成―出資金払込―設立登記の申請―設立登記の完了で手続きが終了し、費用も登録免許税の6万円で済みますが、株式会社の設立には資本金の1,000分の7の登録免許税と定款認証費用の5万円が必要です。また、合同会社では決算公告義務はありませんが、株式会社では義務化されています。
3. 農業における合同会社の設立はすでに各地で行われていますが、福井県で多く見られます。これらの事例の調査結果から以下のような特徴が見いだされました。

合同会社を設立した経営体の多くは、以前から法人化を計画しており、世代交代や事業継承、新事業導入などを契機に法人化を行っていることです。

設立された合同会社は、家族経営協定の内容を定款に定めた家族経営協定型の合同会社、新規参入者への事業継承を予定した事業継承型の合同会社、複数の経営体からなる共同経営型の合同会社、構成員の経営発展を目的に一部分の事業のみを対象にした共同事業型という主に4つの類型に区分できます。

合同会社選択の理由として、設立手続きの容易さや定款認証が不要なので経費負担が少ないこと、取締役会の設置が不要など機関設計の簡便性によることが各類型とも共通に見られます。これに加えて、家族経営協定型や事業継承型では制度の特徴でもある出資比率と関係なく話し合いによる柔軟な組織運営が可能であること、共同経営型や共同事業型では事業展開に必要な農地集積を行う際に、株式会社ではないので営利追求が目的ではないことを地域農民に示せることが選択理由となっています。

☆ 活用面での留意点

家族経営協定や事業継承、共同事業を想定した法人化をする場合に合同会社は選択の対象になりますが、定款に定める内容によって会社の独自性が出ますので、目的にあった定款を作成するなどの工夫をするとともに、設立の実務に対しては専門家の助言を求めることも必要です。

（中央農業総合研究センター 農業経営研究チーム 上席研究員 関野 幸二）